

■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙 : 9件  
 ○対象とならなかった市長への手紙 : 19件 (匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容等のもの)

■対象となった市長への手紙の回答 (受付年月 令和4年11月分)

※対象となった市長への手紙のうち、2件は似た内容となっており意見を総括して回答、掲載していますので御了承下さい。

対応状況凡例 : ○=手紙の内容に応じて対応済  
 △=手紙の内容を検討中  
 ×=手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	手紙	島田市消防団の協力金について	<p>朝晩はめっきり寒くなってきた今日この頃、幸町内の活動に御理解・御協力を頂き、ありがとうございます。</p> <p>さて、町内会長から別添文書と消防団協力金の茶封筒を回覧するようにと組長に指示があり、組長から副組長に同様の依頼がありました。しかし、個人として不明な点(詐欺被害にあわないためにも確認するということが必要かなという思いもあり、島田市長様に初めて文書でお願いした次第です)があるため、御教示願います。</p> <p>記</p> <p>1 消防団の協力金について</p> <p>① 島田市から各消防団に補助金を交付しており、消防団が町内会を通じて協力金を依頼するものでしょうか。(協力金は任意といっても島田市消防団は島田消防署の下部組織であり、島田市の税金が交付されているので、勝手に協力金を依頼してくるものなのか疑問に思っています。)</p> <p>② 協力金の使途がわかりません。(分団が必要ならば島田市にお願いするのが筋ではないでしょうか。)</p> <p>③ 茶封筒に島田市消防団 第一分団一部と記載されていますが、普通は・・・長が一般的であるため、島田市消防署長に協力金依頼の文書等に決裁を受けているのか疑問に思っています。(不信に思ったのは島田市長あるいは島田消防署長の文書が添付されていないためです。)</p> <p>④ 町内会長は毎年消防団から協力金の依頼がくるので今回も同様に町内に回覧依頼したと言ってい</p>	<p>協力金には市が関与しておりません。本市の消防団員は、市民の生命と財産を守ることを使命に日夜活動しております。</p> <p>協力金は、○町をはじめ地域住民の皆様の御厚意により、慣例に従い、町内会等で取りまとめたものを御寄付という形でいただいていると存じ上げております。さらに、協力金の募集の方法等は、各町内会等の御判断でされているものと承知しております。</p> <p>市では、消防団へ団員報酬や活動に応じて出勤報酬を支払い、各分団部へ地域特性を考慮した資機材等を購入するための交付金を交付しております。</p> <p>また、消防団活動に必要な車両や資機材、装備品につきましても、整備計画に基づき適正に更新または、購入するための予算を措置しております。</p> <p>そして、消防団に関する改革についても進めているところであり、その中で協力金の使途については、町内会等からの求めに応じ報告をするよう指導しております。</p> <p>しかし、分団によっては会計処理帳簿等の整備が不十分な組織もあるため、引き続き「正副団長会議」や「本部会議」にて指導、改善することとしております。</p> <p>市民の安全・安心を守り、市民の皆様から信頼される消防団であるよう徹底してまいりますので、引き続き、消防団活動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>	○	危機管理課 (36-7212)

			<p>ましたが、町内会長を動かすと言うことは、島田市から依頼されたと判断されてもおかしくはなく、この協力金の会計報告もいままで見たことがないため、不信に思っています。 以上不明な点について御教示願います。</p>			
2	メール	生活保護のケースワーカーについて	<p>先日、母が生活保護のことで、福祉課に來いというので呼ばれて話しをしたのだが、担当者が家賃のことで不動産とのやりとりが、しっかりされていなくてトラブルになり、その事を話したら手続きの最中だから待ってろ!と開き直って喧嘩になりかなり口論したそうです。母は離婚で、自分は父親の面倒を見てるので生活保護の申請を進めたのですが、担当者が信用出来ません!今日、連絡もなしに来て、窓や玄関を叩き、個人情報大声で叫ぶのはコンプライアンスに反するのではないですか?警察を呼ばれても、市役所は怖く無いから呼んでみろと言ったそうです。上司の命令は絶対だとも。島田市の職員は、公務員としてどうなのかなと思います。</p> <p>担当者的上司と名乗る者、と話をしたのだが流石に自分も、配達途中の休憩時間にトラックの中で怒鳴ってしまいました。担当者が一方的に話をして、人の話を聞いていないので話が噛み合わない、具体的なことは言わないし、責任逃れはするは、自分の部下が個人情報漏らしたのに、都合が悪くなると個人情報のためと逃げる様に言うのはどうなのかな?</p> <p>島田市の福祉課の対応はこのような対応をしろと指導しているのですか?上司が部下に話を聞いても、都合の良い事しか報告されていないのがまるわかりです。十分で終わる話がこの様なメールになる職員の事をどう思いますか?電話越しに無責任な対応は、考える方が良くと思います。多分、職員は保身で嘘しか言わないでしょう。信用が無すぎです。</p>	<p>福祉課では、生活保護を受給されている皆様が安心して生活していただけるよう、定期的な面談や御自宅への訪問を実施しております。これは日頃の生活の状況や健康状態等を把握するために、欠くことができないものですので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、担当職員が御自宅を訪問した際、在宅状況を確認するために玄関をノックするとともに、お母様のお名前をお呼びかけいたしました。お母様の個人情報を大声で叫んだ事実はないとのことです。御理解いただきたく存じます。</p> <p>今後も、お母様が市内で安心して生活して行けますよう、お母様をはじめ、必要な際には〇〇様とも御相談をさせていただきたいと存じますので、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	×	福祉課 (36-7158)
3	メール	印鑑レスについて	<p>先日困った事が起きましたので、ご相談させてください。私は、仕事をしながら両親の介護しております。平日月曜の朝からショートステイに両親を預け、金曜の夕方に迎え入れております。住所は静岡市にあり、職場も静岡市なので週末しか島田市におりません。通常は金曜の 17:30 から</p>	<p>はじめに、身体障害者手帳の受領に関しまして、御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。</p> <p>当市の行政手続における押印につきましては、市民の皆様の御負担の軽減を図るとともに、デジタル変革の推進につなげ、市民の皆様の利便性の向上及び行政サービスの効率化の推進を図るため、見直し</p>	○	福祉課 (36-7154)

			<p>月曜の 9:00 までしか島田いないところ、11 日（金）はたまたま父の往診が 15 時からありましたので午後有給をとり島田におりました。島田に戻った所、父が申請した「身体障害者手帳交付通知書」が届いており休暇のうちに色々な手続きを済ませたいと思っていたのですが、代理の受け取りに「印鑑が必要」でした。</p> <p>私は結婚をして苗字が違う為、普段から印鑑を持ち歩いていれば良かったのですが、念の為問い合わせた所、若い女性が電話口に出られ、印鑑を持っていない事を伝えと、一度電話を保留にされ「やはり印鑑がないと障がい者手帳の受け取りができない」との返事でした。</p> <p>手帳を受け取った時からがサービスが始まる為、早く手に入れたかったのですが、それができませんでした。介護とフルタイムの仕事で手一杯の中、会社はとても良心的ではありますが、有給にも限りがあります。サインで済めば、金曜日のうちに用事が済んだ事を思うと、身分証明書も提示するのに、サインで代用できない事に不満が残りました。特に、福祉については簡単に自宅を空けられない事情の方もたくさんいると思います。改善をお願いしたいと思いますが、島田市では「印鑑レス」についてどのようにお考えでしょうか？</p>	<p>を進めているところです。</p> <p>今回、〇〇様からのお手紙を拝読し、御指摘のありました身体障害者手帳の受領に関する押印につきましては、本人確認の手段として、身分証明書の提示等により代理人確認が可能のため、受領書の押印欄の廃止を指示いたしました。</p> <p>なお、身体障害者手帳交付時においては、それぞれの障害の種類や程度に応じて御利用いただけるサービスを御案内させていただいておりますが、サービスの御利用に係る申請等をお手続いただく場合において、同意書や委任状など、御本人の意思を明確に確認する必要がある手続については、押印をいただく場合がありますことを、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。ただし、これらの手続につきましても、押印に代わる新たな手段について継続して検討を行い、代替手段がある場合は、順次押印の廃止を進めていきたいと存じます。</p>		
4	メール	<p>生後 6 ヶ月～4 才児 コロナワクチン</p>	<p>&lt;ワクチン接種日が木曜日と日曜日のみとなっている事に関して意見&gt; 小児科医が少なくこのような日程になった事は理解しています。 :現在、どのワクチン接種後 1 日経過するまで、保育園の登園が認められていません。 :木曜日接種の場合、接種日含め木曜日～日曜日まで保育園を 4 日間休まなければならない。 :日曜日でも翌月曜日は休まなければならない。 月曜日は休みにくい :仕事をしているから保育園に登園させているのに、この日程には無理がある 受けたくても受けられない子が出てくる事は想像できる :コロナワクチンに関しては、他市へ接種不可となっている</p>	<p>乳幼児(生後 6 か月以上 4 歳以下)への新型コロナワクチン接種につきましては、島田市における小児科医の現状や想定される接種者数等を踏まえ、集団接種会場(保健福祉センター)では指定した日曜日に、個別接種医療機関(市立総合医療センター)では毎週木曜日に接種できる体制を整えております。今後、予約状況等に応じ、市内小児科医と連携し、体制強化を検討していく予定です。</p> <p>なお、ワクチン接種後の保育園登園の取扱いにつきまして、市の保育園担当課によりますと、全ての施設において、必ずしもワクチン接種翌日のお休みを求めているわけではないとのことでありますが、それぞれの保育園による対応方針があると思います。</p> <p>〇〇様におかれましては、現状の接種体制では、限られた日程となっていることでお仕事をされながらお子様のワクチン接種をするのには大変な御苦労</p>	○	<p>健康づくり課 (34-3282)</p>

			<p>:小児科医が少なければ、他市での接種可の受け入れを申し出て欲しい</p>	<p>をおかけしますが、何卒御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。 また、市外での接種につきましては、かかりつけ医が市外にある場合など、申請により可能な場合がありますので、他市で接種を希望される場合は、接種を希望する市にお問合せください。</p>		
5	メール	学校給食の黙食緩和のお願い	<p>いつも市政にご尽力いただき誠にありがとうございます。表記の件について給食時間の子ども達の過ごし方について市内学校へご指導願います。ご承知かもしれませんが先週文部科学大臣が会見で「黙食を求めている」との発言をされてきました。すでに一部自治体では黙食指導を取りやめていたところもありましたが、大臣の発言を受け新に黙食指導を緩和する動きが他の自治体にも広がっています。</p> <p>ニュースで名古屋市の小学校が黙食をやめた様子が取り上げられていたのですが笑顔でおしゃべりをしながら楽しそうに給食を食べている姿を見て黙食の必要性に疑問を持ちました。そもそも文科省が出しているマニュアル(2022.4.1ver8)の給食関連の部分には「大声での会話を控えるなどの対応」とはありますが「黙食をする」「しゃべってはいけない」とは書かれていません。責任を負いたくない大人達が子ども達の感染症対策を必要以上に厳しいものにしていて感じます。</p> <p>現在不登校の子ども数は24万人を超えているそうですね。「黙食で子どものストレスは大人以上」を報道されていました。死亡率・重症化率ともに季節性インフルエンザ以下となっているコロナウイルスへの対応の仕方を変えていく時期ではないでしょうか。依然として我が子が通っている小学校では厳しい黙食指導がされています。様々な意見があると思いますが全国的な動きがある中、子育てに力を入れている島田市でもぜひアフターコロナに向けた取り組みをお願いします。</p>	<p>現在、学校では、子供の学習機会を保障するため、その時の感染状況等を見極めながら感染拡大防止対策を講じ、可能な範囲で教育活動を行っていただくため、文部科学省より示されております「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（以下、「衛生管理マニュアル」という。）を基にして感染症対策を行っております。</p> <p>御意見をいただきました黙食については、今回の文部科学省からの事務連絡において、「必ず『黙食』とすることを求めている」「座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能」と示されました。</p> <p>また、「衛生管理マニュアル」には、「会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声で会話を控えるなどの対応が必要です。」と示されております。</p> <p>今回の通知を受け、各学校に、「食事中は、飛沫が飛ばないように小さな声で話す」などの取組を、学校や地域の感染状況に応じて、座席配置や換気等の感染対策を十分に行った上で、段階的に行うことを伝えました。今後、各学校が、感染状況と自校の状況を基に、適切に判断できるよう、市から情報提供等を行いたいと考えております。</p> <p>必要な感染対策を講じながらではありますが、給食の時間が、児童生徒の健やかな育ちにつながるよう、今後とも努めてまいります。</p>	○	学校教育課 (36-7956)
6	メール	台風15号における復旧について	<p>台風15号による被害からおよそ2ヶ月になります。特に被害の大きい川根地域では、いまだに土砂の撤去作業をボランティアの手で行われている状況を市としてどのように考えておられますか？そして、断水地域がまだあるというのはどうしてでしょうか？特定された地域の僅かな集落でも、</p>	<p>まずは、台風15号により被害を受けられました皆様に心からお見舞い申し上げます。 また、被災した地域にお住まいの皆様、自主防災組織の皆様、民間事業者の皆様をはじめ消防団やボランティアの皆様など、復旧作業に御協力を頂きました多くの方々にお礼申し上げます。</p>	○	危機管理課 (36-7143)

			<p>島田市の住民であることに間違いありません。</p> <p>以前、市長は女性議会の際に「私は中山間地域の事をとて大事に考えています。」と仰られました。もし、それが本心ならば、被害地域にすぐさま視察に行かれなかったのか疑問ですし、断水についても即座に対応なさるべきです。そして、何度も足を運び住民から直接話を聞くべきです。川根を島田市と一体としたならば、川根の住民に寄り添うことが重要ではないですか？</p> <p>水は命を支える大切な、生命を維持するために必要なものです。ペットボトルの水を支援して貰えるから大丈夫みたいな事ではありません。行政が市民に対して何をしてくれているのか？ということですが。</p> <p>道路の復旧についても、今後も同じ事を繰り返すだけでは変わりません。安全で安心してアクセスできる道路を作ることを強く求めます。</p>	<p>9月23日（金）に発生した台風15号による災害発生から約2か月半が経過し、市内各地の被災現場では復旧に向けた対応が進んできております。</p> <p>災害直後から、市としましては被害情報の収集や応急復旧対応に取り組んでまいりましたが、被災された方々による「自助」や、自治会や自主防災組織の「共助」による迅速な復旧対応も行われたものと認識しています。</p> <p>一方で、一部の被災地域では家屋内の清掃や修繕など、いまだに復旧対応が継続している状況もあり、市としましては被災されたすべての方が、一日も早く元の生活に戻れるよう、被災者支援、災害復旧に継続して取り組んでいるところであります。</p> <p>また、私自身も発災直後から可能な限り、川根地区をはじめとした中山間地域の現場に出向き、被害状況等の確認に努めてまいりましたが、市内全域で様々な被害が発生していたことから、全ての被災現場を直接確認することや被災された方々の話を直接伺うことが難しかったことを、何卒御理解いただきたいと存じます。</p> <p>台風15号による被害で断水した地域においては、給水タンクの設置など応急復旧対応が済み、現在では市内において給水が行われていない地域はありません。</p> <p>なお、前山地区の飲料水供給施設（地元が管理運営する施設）については、以前使用していた水源にポンプを設置し、配水池へ送る応急復旧工事が完了し、現在は本復旧に向けた準備を進めております。</p> <p>また、農道、林道などを含めた道路の復旧作業につきましては、市民の皆様の生活に大きな支障をきたしている被災箇所を優先的に実施し、概ね完了しておりますが、大規模な被害となった箇所は、国や県など関係機関との調整を図りながら、復旧対応を講じているところです。</p> <p>今後も、市では、被災された方々の声を聴きながら、被災者に寄り添った支援を行うとともに、被害施設の本格的な復旧工事に取り組んでまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	
--	--	--	--	---	--

7	メール	市長への手紙について	<p>毎月、市長への手紙の受付及びご回答お疲れ様です。毎月、30 件にも及ぶ手紙の受付は大変な業務だと思います。調子の良い、改善提案等については、優先的にご回答頂いているようですが、吐き提案やご都合の悪い物は市長への付度をされているのか、ほとんど掲載が無いように思えます。毎月、受付件数の五分の一程度の回答（それも具体的な回答ではなく、当たり障りの無い回答）なのは、回答しない理由 7 番なのでしょう。市民の貴重な意見を、市長がごらんになる前に選別しているのは問題では無いでしょうか？直接選挙で選ばれた方が、都合の良い内容しかごらんにならないのは、スタッフの横暴ではとも思いません。一日一件ごらんになっても月 30 件です。五分もかからないと思います。回答をされるスタッフは大変だとは思いますが、お仕事ですから頑張ってください。</p>	<p>市長への手紙は、〇〇様のおっしゃるとおり、毎月多数寄せられております。その中には、匿名で郵送されてきたり、回答は不要とのことで送られてくる手紙なども多くあるため、受付はするものの、市長名での回答をしない案件が多くあるのが現状です。</p> <p>市のホームページでは、市長名での回答を送った手紙を掲載しておりますが、住所や氏名がわからない手紙などでも回答を希望している場合は、メールアドレスなど連絡手段の記載があれば、担当課から回答や連絡をしております。</p> <p>なお、寄せられた市長への手紙は、市民の皆様の声として私が全て拝読しております。</p> <p>これからもよりよい市政運営を行うため、市長への手紙を通して市民の皆様の声を把握していくよう努めていきたいと考えております。</p>	○	市民協働課 (36-7402)
8	メール	島田市の福祉、減税について	<p>島田市在住、島田市に納税している者です。市役所の福祉課は、お客様が来ても顔すら上げません。私は精神福祉手帳の 2 級を持っていますが、当初申請の際に、顔写真がなくても大丈夫と説明を受けました。用意するものリスト（福祉課が交付）にも顔写真がないと受けられないサービスがあるとはありませんでした。ただ、現実には顔写真がないと受けられないサービスがあります。また、どの程度の障害があると何級になるか、などの知識もありません。島田市福祉課の言う通り申請していたら不利益を被るところでした。障害者手帳を交付する際にヘルプマークの存在や提案もありません。福祉課は、書類を処理する場所ではなく、障害者がよりよく生活することを提案してこそその課ではありませんか？少なくとも、お客様が来たら、お伺いしていますか？などの声かけは最低限必要だと考えます。当たり前のことです。改善してください。島田市は障害者が生きづらい市です。</p> <p>また、失業による住民税減税です。藤枝市は失業などによる著しい収入の低下は住民税減免に対応しています。島田市は、災害、生活保護によるものしか減免していません。せめて、特定理由離職者など、ハローワークが認めたものに対しては</p>	<p>このたびは、福祉課での窓口対応において、〇〇様に不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ありません。</p> <p>市民の方々への職員の接遇につきましては、日頃から「市民に寄り添うことが大事である」と注意喚起しているところですが、そうした中、このような御意見を頂きましたことは、とても残念なことです。</p> <p>今回、〇〇様から頂いた、御来庁された方々に対する気付きやお声掛けについての御指摘は、今後、常に窓口にて気を配りながらお声掛け等を積極的に行うように、改めて徹底してまいります。</p> <p>次に、精神障害者保健福祉手帳の顔写真の件については、顔写真が無い場合でも手帳を交付することは可能です。一方で、顔写真が無いことによりサービスの一部が受けられない可能性がある旨を、適切に御案内できていなかったことについては、重ねてお詫び申し上げます。顔写真の貼付については、あくまで申請者様の御意向に沿うこととなりますが、手帳交付時に適切に御案内するよう徹底してまいります。</p> <p>次に、ヘルプマークについては、配布を希望される方に対し、福祉課において無償で配布しております。〇〇様からの御指摘のとおり、今回、障害者手</p>	△	福祉課 (36-7154) 課税課 (36-7140)

			<p>減免の措置を取ってもいいのではありませんか？ 障害手帳 2 級の私ですら、生活保護を受け取らなければ減免が受けられません。収入がありません。働けません。住民税の支払いができません。悪循環です。ちなみに、失業による住民税減税は藤枝市以外にも多数あります。</p>	<p>帳交付時にヘルプマークの御案内をいたしておりませんでした。今後は、障害者手帳交付時にヘルプマークについて御案内するよう改善してまいります。</p> <p>今回の〇〇様からの様々な御意見を踏まえ、御来庁いただいた市民の皆様に気持ちよく手続をしていただくために、適切な対応を心掛けるとともに、的確な説明ができるよう、福祉課職員に限らず市の職員全員に改めて徹底してまいりたいと存じます。</p> <p>次に、〇〇様から御提案いただきました住民税の減免についてですが、島田市では、現在失業などによる著しい収入の低下を条件とした住民税の減免については、市税条例に規定されておらず、減免の対象とはなっていません。しかし、近年は、新型コロナウイルス感染症をはじめとした社会情勢及び経済状況等の悪化による失業や休業等により、著しく収入が低下することが多分に考えられる状況であります。このような状況を踏まえ、当市においても、著しい収入の低下を条件とした住民税の減免について検討していきたいと考えております。</p> <p>なお、収入の減少による減免の規定はございませんが、状況によっては、令和4年度の住民税について、徴収の猶予ができる場合がありますので、納税課（36-7139）まで御相談をお願いします。</p> <p>また、障害者手帳をお持ちとのことですので、一定の条件の下で確定申告又は住民税申告で障害者控除を申告することによって、所得税・住民税等が減額されますので、御検討をお願いします。御不明な点がございましたら、課税課（36-7140）までお問合せいただきますようお願いいたします。</p> <p>島田市では引き続き、障害者、妊婦、生活困難者の方々に寄り添った優しい市であることを目指し努力していく所存でございますので、今後ともお気付きの点等ございましたら、是非お知らせくださいませう、よろしく願いいたします。</p>	
--	--	--	---	--	--